

香芝市告示第145号

香芝市物価高騰対応ひとり親家庭等応援手当給付事業実施要綱を次のように定める。

令和8年7月2日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市物価高騰対応ひとり親家庭等応援手当給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けて厳しい状況にある低所得のひとり親家庭等を支援するため、奈良県物価高騰対応ひとり親家庭等応援手当給付事業実施要領（令和8年4月1日施行）に基づき、香芝市（以下「市」という。）が支給する香芝市物価高騰対応ひとり親家庭等応援手当（以下「ひとり親家庭等応援手当」という。）の支給事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 ひとり親家庭等応援手当の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定に基づき、市から令和8年2月分の児童扶養手当を支給されている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和8年2月1日から第4条第3項の規定によるひとり親家庭等応援手当の支給の決定の前までに支給対象者が死亡した場合は、当該支給対象者の監護等児童（児童扶養手当法第4条に定める要件に該当する児童をいう。次条において同じ。）を支給対象者とする。

(ひとり親家庭等応援手当の額)

第3条 ひとり親家庭等応援手当の額は、監護等児童1人につき2万円とする。

(支給の申入れ等)

第4条 市長は、支給対象者に対し、ひとり親家庭等応援手当の支給の申入れを行うものとする。

2 支給対象者は、前項の申入れを受けたときは、ひとり親家庭等応援手当の受給を拒否する旨を市長に届け出ることができる。

3 市長は、第1項の申入れの日から起算して10日以内に前項の規定による届出がないときは、速やかにひとり親家庭等応援手当の支給を決定し、及び支給するものとする。

(支給の方式)

第5条 ひとり親家庭等応援手当の支給は、市が把握する令和8年2月分の児

童扶養手当の振込みに係る金融機関の指定口座（以下「児童扶養手当指定口座」という。）に振り込む方式により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当指定口座を解約等しており、ひとり親家庭等応援手当の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り、支給対象者から別に届出のあった金融機関の口座に振り込む方式により行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他前2項に規定する方式による支給が困難な場合に限り、市が窓口で現金を交付する方式により行うものとする。

（ひとり親家庭等応援手当の支給に関する周知）

第6条 市長は、ひとり親家庭等応援手当の支給に当たり、支給対象者の要件等ひとり親家庭等応援手当の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

（ひとり親家庭等応援手当の支給決定の取消し）

第7条 市長が第4条第3項の規定によりひとり親家庭等応援手当の支給を決定した後、ひとり親家庭等応援手当を児童扶養手当指定口座若しくは第5条第2項の支給対象者から別に届出のあった金融機関の口座に振り込むための手続を行ったにもかかわらず、当該口座の解約、変更等により、令和9年1月31日までに当該口座への振込みができない場合又は第5条第3項の規定により窓口で現金を交付するための手続を行ったにもかかわらず、同日までに支給対象者が現金を受領しなかった場合は、当該支給の決定は取り消されるものとする。

（不当利得の返還）

第8条 市長は、ひとり親家庭等応援手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段によりひとり親家庭等応援手当の支給を受けた者に対し、支給を行ったひとり親家庭等応援手当の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第9条 ひとり親家庭等応援手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（情報の提供）

第10条 市長は、他の市区町村が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で市のひとり親家庭等応援手当に係る情報を利用し、かつ、当該情報を利用することについて相当の理由があるときは、当該市区町村に当該情報を

提供することができるものとする。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。